

女性・平和・安全保障に関する行動計画案（第1稿）

序 文

1. 基本人権とジェンダー平等への取組

(1) 1945年、「一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」¹て、国際連合が設立された。平和構築国際の平和と安全の維持及び人権の尊重は、切り離すことのできない国際連合設立の源泉である。

(2) 以来、国連は、1975年を国際婦人年、1976年から1985年までを国連婦人の10年として、ジェンダー平等への取組を進めてきた。1979年に採択された女子差別撤廃条約は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と述べ、1995年の北京行動綱領は、「女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である」²ことを明確にした。

(3) 我が国においても、「わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、「恒久の平和を念願し」て公布された日本国憲法は、基本的人権の尊重を中心理念としており、とりわけ、第14条に「法の下の平等」、第24条に「個人の尊厳と両性の平等」を規定したことの意義は計り知れない。

(4) 我が国は、男女平等の実現に向けた様々な取組を着実に進めてきており、1999年には、男女共同参画社会基本法³を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進⁴を図っている。

¹ 国際連合憲章前文。

² 北京行動綱領第1章1。

³ 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

2. 安保理決議第 1325 号の採択とそれ以降の女性・平和・安全保障に関する問題意識の高まり

- (1) 特に 1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議において、各国が「女性の権利は人権である」ことを確信すると宣言⁵して以来、国連を中心として、女性の権利の尊重、ジェンダー主流化、女性のエンパワーメントなど女性の人権に係る取組が進められてきたが、紛争の予防・解決や和平プロセスへの女性の参画、紛争下の性的暴力からの女性・女児の保護といった女性と平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）に関して各国が行うべき具体的な行動を取りまとめた文書は存在しなかった。このような中、市民社会の強力な支援を得て、2000 年 10 月 31 日、国連安全保障理事会は、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての決議である安保理決議第 1325 号を全会一致で採択した。
- (2) その後も、決議 1325 を補完する形で、2008 年に決議 1820、2009 年に決議 1888 及び 1889、2010 年に決議 1960、2013 年に決議 2106、2122 が安保理で採択され、関連する安保理議長声明、国連事務総長報告を加え、WPS の分野で各国、国際社会がとるべき行動（WPS アジェンダ）の更なる具体化、整理が進められてきている。さらに、2013 年 10 月、女子差別撤廃委員会は、紛争予防、紛争下及び紛争後の社会における女性に関する一般勧告 30 号⁶を採択し、武力紛争だけではなく、国内の騒乱や緊急事態等を含むすべての状況における女性の人権の尊重を対象にするとともに、加盟国に対し、女性・平和・安全保障に関する行動計画が女子差別撤廃条約に沿ったものであることや WPS アジェンダの実施において市民社会、NGO との協力を更に進めること等を勧告している。
- (3) これら一連の決議等によって、決議 1325 に基づき各国が取り組むべき課題について、①紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加（エンパワーメント・参画）、②紛争下のジェンダーに基づく暴力及び紛争そのものの防止、③紛争下においてジェンダーに基づく暴力を受けた女性・女児の保護・救済、④救援と復興におけるジェンダーへの配慮（人道・復興支援）の 4 つが、主要な柱として明確化されている。

⁵ 第 4 回世界女性会議「北京宣言」(<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>) パラ 14。

⁶ General recommendation No.30 on women in conflict prevention, conflict and post-conflict situations, Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/GC/30).

3. 日本の取組

(1) 日本は、戦争を含む過去の歴史・経験を踏まえ、国際社会においては、戦後約70年間、「平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と⁷の思いを強く胸に刻み、紛争予防、国連平和維持活動（PKO）への協力、平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援、国際平和協力活動（PKO）への参加等を着実に実施し、平和国家としての歩みを重ねてきた。また、国内においても戦後、新たな憲法の下での個人の尊重と法の下の平等を踏まえ、男女共同参画社会の形成に係る種々の施策を実施してきた。そして、1999年には男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画基本計画を策定した。これらの過去の教訓、経験、実績を踏まえ、日本は引き続き、紛争の平和的解決と世界平和、女性の人権への貢献を行っていく考えであり、そのために市民社会、とりわけ女性団体とも協力して行動計画を策定し実行していく。

(2) 日本は、以下のとおり、既に決議1325の要請を様々な形で実行してきているが、ジェンダー主流化、意思決定への女性の参加促進の取組を一層進めしていく必要がある。

- 人間一人ひとりに着目し、生存、生活、尊厳に対する脅威から人々を守り、能力強化を通じて個人の可能性を開花させ、個人の自立と持続可能な社会を実現するという「人間の安全保障」の理念の下、女性を含む個人に焦点を当てた支援を数多く実施。
- ODA大綱やODA中期政策において「平和の構築」を重点課題と位置付け、紛争予防や紛争下の人道支援、紛争後の復興支援などを重点的に実施。中期政策では、平和構築分野のODA実施において、女性など紛争により特に深刻な影響を受ける人々を速やかに保護することも掲げている。
- 2005年に「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表。ODAのあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性の地位向上に向けた支援を強化することを表明。具体的には、紛争や災害下の緊急人道支援実施において女性を保護しそのニーズに配慮したプロジェクトへの拠出を行い、紛争後の復旧・復興支援において女性の社会進出を促進するためのプロジェクトを数多く実施するなど、決議1325の具体化に寄与する多く

⁷ 日本国憲法前文。

の実績を積み上げてきている。

- ODAのみならず、国連PKO等にも積極的に参加し、~~平和維持~~平和構築の現場における人的貢献を実施。自衛隊員など国連PKO等に参加する要員への派遣前教育や研修ではジェンダー配慮や性的暴力などに関する教育を実施。我が国及び他国のPKO等の要員や~~その他~~平和構築分野で活躍できる文民専門家等の育成・訓練において、ジェンダーや性的暴力等に関する講義を取り入れるなどの取組を行い、人材の育成・能力強化を推進。

(3) 2013年9月、安倍晋三内閣総理大臣は、国連総会一般討論演説において、日本国内において成長の最大の潜在力として「女性の力」を活用していくと同時に、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとの考えの下、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明した。①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、の3つの柱を立て取組を強化し、今後3年間で30億ドルを超すODAを実施することを発表した。3番目の柱は、まさに、本行動計画が対象としている分野であり、着実に実施していく。

(4) 日本は、2011年の東日本大震災を始めとする大規模自然災害を数多く体験した。日本は、数々の自然災害を乗り越えてきた経験を基に、男女共同参画の視点を防災・復興のあらゆる段階に取り入れるべく、取組を強化している。国際的な文脈においても、2012年3月には国連婦人の地位委員会(CSW)において「自然災害とジェンダー」に関する決議案の主提案国としてそのコンセンサス採択に尽力した。また、2012年7月に世界防災閣僚会議in東北を開催し、日本自ら防災分野で積極的な対外支援を行うことを表明した。さらに、2015年3月には第3回国連防災世界会議を仙台市で開催し、兵庫行動枠組の後継枠組を策定し、国際協力における防災の主流化にも貢献する予定である。災害対処の現場は、女性が脆弱な立場に置かれれば容易に人権侵害の対象となるという意味で、紛争下の女性をめぐる問題と共に通する課題が数多く存在する。日本は災害対処における女性及び女児への配慮について先進的な取組を数多く有しており、それらを紹介することは、各国がこの分野での取組を強化する上での有益な参考事例を提供するものと考える。

4. 行動計画に関する基本的考え方

(1) 本行動計画は、日本政府の紛争予防、平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援、国際平和協力活動(PKO)への参加等に関する

政策や取組を「安全保障とジェンダー」の観点から捉え直し、更には今後実施すべき取組を明確化することで、既存の政策や取組を補強する意義を有する。計画の実施は、ODA 大綱や ODA 中期政策、国際平和協力法など関連の法令及び政策、更には女子差別撤廃条約など人権諸条約や「北京宣言及び行動綱領」といった関連する条約・国際規範と整合的な形で行われるべきである。

(2) また、本行動計画の策定・実施は、憲法の下での基本的人権の尊重と国際協調主義に基づき、日本の平和国家としての歩みを反映すべきである。その際、一層のグローバル化が進む国際社会においては、平和・安定・繁栄の実現のために各国が力を結集して課題に取り組む必要があることを念頭に、日本は、積極的平和主義の考え方に基づいて具体的な行動につなげていく。

(3) 女性の権利の保護・尊重は、国内府省庁が関係することは勿論のこと、国連機関、地方自治体及びNGOとの協力があつて初めて達成可能となる。本行動計画の策定に当たっては、国内外の市民団体やNGO、有識者との意見交換やUN Womenなどの国連機関との対話など、多様な関係者の意見を聴取し、その意見を反映した。行動計画の実施に当たっても、これら関係者との対話と協力を引き続き重視していく。

(4) 計画の実施を測定するため、本行動計画においては実施状況をフォローアップするために参考となる指標を可能な限り導入する。同時に、適切な財源確保に努める。計画策定後、これらの参考指標も踏まえ実施状況のモニタリングを隨時行うとともに、実施状況に関する評価報告書を毎年作成する。それらを踏まえ、3年後を目途に計画のレビュー見直しを行う。

5. 行動計画の目標と構成

(1) 基本的な考え方

① 現在起こっている又は将来起こり得る紛争について、安保理決議1325及びその他決議等による安保理の要請をジェンダーの観点から人的・知的貢献やODA実施を通じて実現することを目標とする。

② その際、「人間の安全保障」が果たし得る役割の大きさに着目する。日本は、この概念を国際協力の基本理念として掲げ、ODAや平和構築等の協力を通じてその実現に努めてきた。~~人間の安全保障は、多様な脅威から人々を保護し、その能力を強化することに焦点を当てた人間中心の安全保障概念であり、ジェンダー主流化の要素を含むものである。~~人間の安全保障の特徴は、人間一

人ひとりに着目し、多様な個人の脅威からの保護だけではなく、個人の能力強化を進めることで自立を促し潜在能力を開花させ、それぞれの個人が自ら行動する力を養うことを重視していることである。紛争に関するあらゆる段階での女性の参画を求める決議 1325 の要請は、まさしく人間の安全保障の考え方と軌を一にしている。

(2) 構成

- ① 行動計画の構成については、エンパワーメント・参画、防止、保護・救済、人道・復興支援の4本柱に沿って整理している。具体的には、紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加は、根幹となる柱であり、まずこれに触れる。【その際、参加・参画は、防止、保護、復旧・復興の全ての分野にかかわることから、それぞれの分野ごとに取組を整理する。次に、紛争及び災害に関連して、紛争及び女性への暴力を含む人権侵害の防止、紛争や災害の発生後の緊急支援の段階における暴力を含む人権侵害を受けた女性及び女児の保護、復旧・復興における女性の参画及びエンパワーメントの3つの柱についての取組を挙げる。】（←この部分は、実際の構成を踏まえて適宜修正する。）
- ② また、それぞれの柱においては、対外的な取組のみならず、日本国内における本行動計画に関連する措置及び努力についても取り上げる。

I. エンパワーメント・参画

1. 意義と狙い

- (1) 決議 1325 及び関連決議等で更なる具体化が図られてきている WPS アジエンダの中心課題はジェンダー主流化であり、その中でも、あらゆる段階での意思決定への女性の参加は最重要課題である。ジェンダー主流化なしには、社会のあらゆる側面での女性の人権尊重の確保・促進は実現できず、また、ジェンダー主流化を実現・促進していくためには、女性の参画を確保する必要がある。さらに、あらゆる段階での意思決定への女性の参加を進めていくためには、女性の能力を更に開花させ、社会全体がその能力をより積極的に活用していく環境整備を含む、女性のエンパワーメントが不可欠である。この関連で、2013 年 10 月に安保理で採択された決議 2122 が、紛争解決、平和構築における女性のリーダーシップに焦点を当てていることにも留意すべきである。

- (2) 日本国内においては、男女共同参画基本法に基づく第 3 次男女共同参画

基本計画において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%にすることを目標としている。同計画に基づき、この目標の達成を含めた男女共同参画社会の形成に向けて、今後とも着実に施策を実施していく。

- (3) 日本が行う国際貢献については、あらゆる側面において、女性のエンパワーメント・参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を強化する。
具体的には、以下の目標ごとに、関連施策を着実に実施していく。

2. 具体的な目標

I. 1. 紛争予防・再発防止の取組を強化し、その中で女性の参画を促進し、ジェンダー主流化を進める。

紛争予防・再発防止を徹底するためには、暴力を許容しない社会の土壌作りが不可欠である。特に、紛争下の女性・女児に対する性的暴力は、地域に存在するジェンダー不平等⁸に起因するところが大きい。したがって、紛争予防・再発防止のためには、地域の行政レベルから草の根レベルにわたって男女双方の理解を促進し、ジェンダー主流化を押し進めていく努力が不可欠となる。日本がこれまで重点的に取り組んできた平和構築、中でも紛争予防・再発防止の分野において、早期警戒・早期対応に重点を置き、ジェンダーに関する情報収集を徹底し、これを適切に事業形成、実施及び評価に反映させる。また、紛争予防・再発防止において女性が果たし得る独自の役割と貢献を認識し、これを支援する。

I. 2. 国連PKO等の国際機関の活動及び自然災害後の人命救助活動等に女性を積極的に活用する。

多くの場合、紛争や災害の現場における女性の特別なニーズへの対応者としては女性が最も望ましい。日本は、これまで現場における女性・女児への配慮や女性・女児の特別なニーズへのきめ細やかな対応を積極的に行ってきており、国連PKOに女性自衛官を派遣し、東日本大震災後の救助活動においても女性自衛官が活躍した。また、2011年3月には個人派遣の軍事要員として、初めて女性の自衛官を国連PKOミッションへ派遣した。国連PKO要員への女性の派遣のニーズはますます高まっており、日本政府は2013年7月に初めて女性の司令部要員を国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に派遣した。引き続き現場での女性の活躍を推進していく。

文民要員についても、国際機関等における日本人職員の増強のためのJP0派

⁸ 性差別だけでなく、男女間の権力の格差、それに基づく社会構造・制度も含まれる。

遣制度などを通じて日本人女性の国際機関、国連ミッション等における活躍を後押ししていく。

I . 3. 人道・復興支援において女性の意思決定への参加を推進する。

紛争や自然災害後一定の時間が経過し復旧や復興が本格化する段階では、崩壊したコミュニティを再建する過程でジェンダーの視点が確実に反映されるよう条件を整える必要がある。これは、社会の中で女性が歴史的に置かれてきた地位にも深く関わる問題であり容易ではないが、まず何よりも重要であるのは、女性の意思決定への参加を推進するための前提条件を整えるため、民主化支援や選挙支援などを通じて、責任ある形での女性の意思決定への参加を日本として後押しすることである。女性の意思決定への参加の推進は、コミュニティの安定的かつ持続可能な発展を可能とし、ひいては長期にわたる平和の定着に大きく貢献する。また、これは、個人が自らのため、また社会のために行動する能力の強化を重視する人間の安全保障の観点からも重要である。

日本自身も、東日本大震災からの復興に際しては男女共同参画の視点を踏まえた復旧・復興の取組を促進してきている。

II. 防止

1. 意義と狙い

女性のエンパワーメントと参画（上記 I .）に係る施策を着実に実施し、ジェンダー主流化を促進するとともにあらゆる段階での意思決定への女性の参加を進めることで、女性の人権の尊重、ジェンダーに基づく暴力の根絶を図るべく不斷に努力を重ねていくことが不可欠であるが、それと並行して、紛争下や紛争後における女性・女児への暴力などの人権侵害の発生を防止することが重要である。また、紛争以外に、災害など社会が混乱する危機的な状況においても、女性・女児が不利益を被らないよう予防措置を講じていく必要がある。

具体的には、以下の目標ごとに、関連施策を着実に実施していく。

2. 具体的な目標

II . 1. PKO 等の国際平和協力関係要員への教育・訓練を強化する。

近年、国連 PKO 等の平和支援活動に従事する要員自身が加害者となる事態があることが問題視されており、防止のための重要な方策として、派遣される要員等への教育・訓練を徹底させて規律の維持を図る必要がある。日本は、国際平和協力隊員として国連 PKO 等へ派遣される全ての要員に対してジェンダーにに基づくや性的暴力、性的搾取・虐待防止等に関する教育を徹底する。また、自國の要員の訓練にとどまらず、各国の PKO 要員等の訓練（PKO 訓練センター支援

含む）における女性・女児への暴力防止やジェンダーに関する訓練の強化に貢献する。

II.2. 国内外での防災対策を強化しジェンダーの視点を導入する。

自然災害による被災者が年間2億人にのぼるなど、自然災害は人間の安全保障を脅かし、持続可能な開発を困難にする。また、災害下においては女性や子どもが脆弱な立場に置かれる場合もあるという点において災害と紛争は共通項を有する。災害に強靭な社会を建設し災害による被害を最小限に抑えることは、日本のODAの基本理念である人間の安全保障を実現する上でも極めて重要であり、日本政府はジェンダーにも配慮した「防災の主流化」⁹を進めていく。

日本は、東日本大震災を始めとして数多くの大規模災害を経験しており、それを踏まえた日本の政策や取組の共有は国際社会全体にとっても有益なものとなる。日本は、国内及び地方の防災体制を整備・強化するとともに、男女共同参画の視点を踏まえ防災体制を整備していく。

III. 保護・救済

1. 意義と狙い

ジェンダーに基づく暴力、女性の人権侵害を防止する措置（上記II.）をとりつつも、不幸にもこれらが発生した場合には、速やかに被害者の保護・救済措置をとることができるべき体制を整える必要がある。その際、女性・女児の特別なニーズに対応すべきは当然のこと、暴力の助長を防ぐとともに被害者が司法による適切な救済を受けることができるよう不処罰を終焉する必要がある。

具体的には、以下の目標ごとに、関連施策を着実に実施していく。

2. 具体的な目標

III.1. ジェンダーに基づく暴力など人権侵害を受けた女性・女児の保護及び女性・女児の特別なニーズへの対応を強化する。

紛争や自然災害直後は、住む場所や生活手段を奪われ暴力などにより心身に深い傷を負った女性や人々に対し、衣食住や基礎医療など最低限のサービスを迅速に提供し、暴力や差別など様々な脅威から女性・女児を保護することが必要となる。また、こうした支援の実施において、女性・女児の特別なニーズへの配慮をきめ細やかに行うことが重要である。日本は、紛争や自然災害後の緊急人道支援などにおいて、人間の安全保障の観点から、ジェンダーに基づく暴力からの保護を重視し、女性・女児の特別なニーズに配慮するプロジェクトに積極的に協力する。

⁹ 社会経済の幅広いセクターに防災の視点を導入する取組。を視野に入れた災害リスクの削減と、削減に当たってのジェンダー主流化の取組。

III. 2. 不処罰の終焉にコミットし女性・女児が国際基準に沿った法及び制度によって適切に保護・救済されることを確保する。

昨今、紛争下におけるジェンダーに基づく暴力は時として軍事戦略の一貫として行われ、そして加害者の処罰が徹底されない不処罰の文化がこうした女性・女児への暴力を助長している。日本は、性的暴力の不処罰の終焉に政治的に強くコミットし、その実行のため各国に対する警察支援、刑法等の法整備支援、女性・女児への司法へのアクセス強化や、国際刑事裁判制度の適切な活用等により、処罰化を推進し、女性・女児を適切に保護・救済するための支援を行う。

III. 3. 女性・女児の保護及び特別なニーズへの対応のための人材育成を強化する。

紛争後に展開する国連PKOやその他の国連ミッションの要員は、性的暴力などの人権侵害を受けた女性・女児を保護し、女性・女児の特別なニーズへの適切な対応を行うための訓練を受け、知識を備えていることが必要である。日本は、紛争下における女性・女児の特別なニーズへの対応に関する知識を有する人材(PKO要員、教官、文民専門家等)を育成するための努力を継続・強化する。

IV. 人道・復興支援

1. 意義と狙い

ジェンダー主流化、女性のエンパワーメントの促進やあらゆる段階での意思決定への女性の参加の確保を始め、紛争を予防・防止するための社会整備に向けた努力を不斷に払いつつも、紛争や災害など社会が混乱する危機的な状況が発生した場合には、速やかに人道・復興支援を行い、暴力がなく人権が尊重される社会を再構築する必要がある。その際には、紛争や社会的混乱が繰り返されないようにするためにも、女性・女児の特別なニーズに対処することが肝要である。

具体的には、以下の目標ごとに、関連施策を着実に実施していく。

2. 具体的な目標

IV. 1. 人道・復興支援を通じて女性・女児の特別なニーズに対処し、女性の雇用創出とエンパワーメントを推進する。

紛争や災害後の人道・復興支援においても、女性・女児の特別なニーズに配慮し、女性が平和や復興の配当を受けることができるよう配慮する必要がある。さらに、女性は紛争等によって働き手を失った家族の生計を支える立場に置かれることも多く、女性の職業訓練や雇用創出はコミュニティにおける経済活動

の復興のためにも極めて重要である。日本は、紛争後や自然災害後の復興活動においてジェンダーの視点を一貫して導入し、女性の雇用を創出し、女性のエンパワーメントと社会進出を推進する。その際、子育てや介護等のケアを含む~~を行なながら就労する女性~~の過重労働の負担ケア労働を減らす施策も同時に導入することが不可欠である。

IV. 2. 母子保健を含むセクシャル／リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する保健）や教育といった女性及び児童のニーズが特に高い分野への支援を強化する。

紛争や災害によって破壊された社会サービスの復旧は、人道・復興支援において極めて重要である。その中でも、母子保健を含むセクシャル／リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する保健）や教育などの基礎的ニーズに応える社会サービスの復旧の必要性は論を俟たない。日本は、平時において緊急時の備えを万全にするとの観点から母子保健や女性の保健医療従事者の育成教育といった基礎社会サービスへの支援を強化する。

V. モニタリング・評価・見直し

行動計画は、一過性の文書ではなく「生きた文書」であって、具体的な行動に裏打ちされたプロセスである。したがって、計画策定後は、実施状況のモニタリングを隨時行うとともに、実施状況~~に関する評価~~報告書を毎年作成する。それらを踏まえ、3年後を目途に計画のレビュー見直しを行う。

1. モニタリング

計画策定後、市民社会も参画するモニタリングの枠組みを設置する。その構成、モニタリングの進め方等の詳細は、計画策定時の枠組みの中で遅滞なく議論し決定する。

2. 実施状況評価報告書

上記1. の枠組みの下で隨時行われるモニタリングの結果を踏まえ、実施状況評価報告書を毎年作成する。実施状況評価報告書の作成に当たっては、モニタリングの枠組みを活用する。

3. 見直し

モニタリング及び評価報告書を踏まえ、3年後を目途に計画の見直しを行う。見直しに当たっても、本計画の策定時と同様に、国内外の市民団体やNGO、有識者との意見交換やUN Womenなどの国連機関との対話など、多様な関係者の意見

を聴取し、その意見を反映する。

日本が実施する具体的な施策

I. エンパワーメント・参画

日本が行う国際貢献のあらゆる側面において、女性のエンパワーメント・参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を強化する。

| 目標 | 施策 | 期限 | 担当府省庁 |
|---|---|----|-------|
| I.1. 紛争予防・再発防止の取組を強化し、 <u>その中で</u> 女性の参画を促進して、ジェンダー主流化を進める。 | <p>I.1.1. 「平和の構築」を重点課題に掲げる ODA 大綱に基づき、紛争を予防し、再発を防ぐための支援を引き続き積極的に行う。紛争影響地域での ODA 事業実施に当たっては、「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment : PNA)」を実施し、ジェンダー視点も踏まえた地域の現状及び紛争要因を分析し、紛争予防及び平和促進に必要な配慮（ジェンダー視点を含む）を案件の計画策定から評価までの事業運営管理に組み込む。</p> <p>また、平和構築・紛争予防における女性の参画を促進する事業やジェンダー主流化を促進する事業への支援を<u>着実に実施強化</u>する。</p> <p>案件の計画策定・実施においては、PNA 及び WPS アジェンダを実施するための国際機関や関連組織等が定めた国際的な枠組みや基準に<u>を配慮採用</u>する。</p> <p>《指標 1》 紛争影響地域における JICA を通じた ODA 事業の実施に際しジェンダーの視点に<u>配慮したを含む</u> PNA を行ったプロジェクト数及び全体に占める割合。</p> | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p><u>《指標 2》JICAが実施した事業への女性の参画や生活レベルの向上を数値化。</u></p> <p><u>《代替指標》ジェンダーに配慮した紛争予防・再発防止支援と人道・復興事業の件数</u></p> <p><u>《指標 3》ODA予算に占めるジェンダー主流化促進事業の割合。</u></p> <p><u>《代替指標》ODA実施額に占める平和構築・紛争予防における女性の参画を促進する事業やジェンダー主流化を促進する事業の割合</u></p> | | |
| | <p>I .1.2. 和平プロセスの意思決定に男女が平等に参画できるよう、男女の平等な政治参加の促進、男女双方を対象とした平和教育の実施及び紛争後の社会再建において、ジェンダーに平等な法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスがジェンダーの視点から改善され、社会への平等な参画の促進を通じて、安全かつ恒久的に平和な社会が実現されるよう支援する。</p> <p><u>《指標》ジェンダー平等な法律や制度の構築を支援する案件数。</u></p> <p><u>《代替指標》ジェンダーの視点から法律や制度及びその運用、司法アクセスの改善を支援する事業の件数</u></p> | | |
| | <p>I .1. 3. 国連平和構築委員会（PBC）の教訓作業部会議長として、ジェンダーをテーマの一つとして取り上げ、PBC 対象国における平和構築分野の女性の役割強化の進展のばらつき解消に向けた必要な勧告を行い、PBC 全体としての議論活性化を促す。平和構築基金（PBF）における主要ドナー国として、女性関連プロジェクトへの同基金の拠出目標 15%を達成するため平和構築活動における女性の参画のた</p> | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | <p>めの支援実施を促す。その際、女性のエンパワーメントの視点を重視する。</p> <p>《指標1》平和構築基金における女性関連プロジェクトへの拠出割合。</p> <p>《指標2》指標1の割合のうち、女性のエンパワーメントに資するプロジェクトの割合。</p> | | |
| I . 2. 国連PKO等の国際機関の活動及び自然災害後の人命救助活動等に女性を積極的に活用する。 | <p>I . 2.1. 国連PKO等のミッションへの要員派遣に当たっては、業務の性質や要員の能力等を総合的に判断し、我が国の要員が、当該ミッションの求める厳しい基準を満たし、かつ、その能力を十分に発揮できるよう適材適所の要員選考に努め、当該ミッションに対し効果的な協力をを行うべく今後も積極的に女性要員を派遣する。さらに、我が国の国連PKO及び人道支援・災害救援活動等における女性隊員の活動やその重要性に関する情報発信を強化する。</p> <p>《指標》国連PKO等のミッションへの女性要員派遣数。</p> | | |
| | <p>I . 2. 2. 女性の保護等を担う国際機関や国連ミッション等のポストを含め、国際機関職員を目指す日本人女性の支援に向けた業務を引き続き行っていくとともに、国連等国際機関幹部への日本人、特に日本人女性の登用を促進するための努力を引き続き行っていく。</p> <p>《指標》国際機関等に就職した日本人女性数・割合。幹部・管理職の女性の数・割合。</p> | | |
| I . 3. 人道・復興支援において女性の意思決定への参加を推進す | <p>I . 3. 1. 開発途上国の民主化の取組への支援を重視するODA大綱及び1996年のリヨン・サミットにおいて発表した「民主的発展のためのパートナーシップ」に基づき、選挙支援、行政</p> | | |

| | | | |
|----|---|--|--|
| る。 | <p>支援、法・司法制度支援、メディア支援、女性の平等のための支援等を始めとする各種支援を着実に行っていく。具体的には、インドネシアが主導する「バリ民主主義フォーラム」への積極的な支援を通じ、インドネシアのみならず地域の民主化を促進するための努力を継続する。</p> <p>また、中東・北アフリカ地域の歴史的変革は、公正な政治参加を促進するためのまたとない機会であることを認識し、公正な政治・行政運営の確立を支援するため、チュニジアやエジプト等において選挙支援を行う。</p> <p>《指標》日本が行った民主化支援の件数。中東・北アフリカ地域の国等に対して行った選挙支援プロジェクトの件数及び派遣された選挙監視員の人数。</p> | | |
| | I . 3. 2. 国際会議等の場を通じ、和平交渉、復旧・復興などあらゆる場及びプロセスにおける女性の参画の重要性を日本政府として強調する。 | | |
| | I . 3. 3. 国内においては、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の周知を図ることにより、地方公共団体における自然災害後の男女共同参画の視点からの復旧・復興に係る取組の強化を促進する。また、こうした日本の東日本大震災等の経験と知見の国際社会との共有を進める。 | | |

II. 防止

女性のエンパワーメント・参画（上記 I.）と並行して、紛争下や紛争後における女性・女児への暴力などの人権侵害の発生を防止するとともに、災害など社会が混乱する危機的な状況において女性・女児が不利益を被らないよう予防措置を講じていく。

| 目 標 | 施 策 | 期 限 | 担当府省庁 |
|---------------------------------------|---|-----|-------|
| II. 1. PKO 等の国際平和協力関係要員への教育・訓練等を強化する。 | <p>II. 1. 1. 国際平和協力隊員として国連等へ派遣される全ての要員及び後方支援要員、関連部局に対して、ジェンダーに基づく暴力及び性的搾取・虐待防止、被害者保護に関する教育を行い、今後も国際的な訓練動向を反映しつつ同派遣前教育を充実・徹底とともに、視聴覚教材、ロールプレイング等、教育効果の向上にも努めていく。【また、国内のシェルター運営者を招き、女性に対する暴力の対応策に関する講義も行う。】</p> <p>《指標》派遣前教育におけるジェンダーに基づく暴力及び性的搾取・虐待防止、被害者保護に関する教育の受講者数。</p> | | |
| | <p>II. 1. 2. 国連PKO要員等の人材育成のための平素からの取組として、防衛省・自衛隊の学校教育機関等（統合幕僚学校国際平和協力センターや陸上自衛隊国際活動教育隊）において、派遣要員となり得る自衛隊員に対し、国連PKO局が推奨する派遣前教材（Core Pre-deployment Training Materials）を参考に、ジェンダーや性的暴力等にかかる教育を実施しており、今後更なる教材・訓練コース充実化の開発に取り組んでいく。</p> <p>《指標》防衛省・自衛隊の学校教育機</p> | | |

| | | | |
|-----------------------------------|---|--|--|
| | <p>関等（統合幕僚学校国際平和協力センターや陸上自衛隊国際活動教育隊）において実施するジェンダーや性的暴力に関する教育の受講者数。</p> | | |
| | <p>II.1.3. アフリカやアジア諸国のPKO訓練センターに対する研修や研究等を支援するための資金拠出や、自衛官、文民専門家等の講師の派遣を通じた支援を今後も積極的に行う中で、ジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止に関する各国要員の規律の強化に貢献する。特に、日・UNDPパートナーシップ基金を通じたマレーシア平和維持訓練センター（MPC）に対する資金協力を継続する。同じく MPC に対し、ジェンダー問題の専門家の講師派遣やジェンダー・セミナーの開催（男性対象のものを含む）などジェンダーの視点を一層強化した訓練プログラム支援を実施する。これらの支援に当たっては、受入れ国の現地のグループ・リーダーや女性との対話・協力を重視し、派遣国との協力関係を構築する。</p> <p>《指標》 ジェンダー・性的暴力等関連講師のPKO訓練センターへの派遣数、アジアやアフリカのPKO訓練センターへの資金拠出額。</p> | | |
| II.2. 国内外での防災対策を強化しジェンダーの視点を導入する。 | <p>II.2.1. コミュニティにおける防災の支援において、人間の安全保障の観点から、女性や、貧困層、高齢者、病人やけが人、子ども、障がい者等の社会的弱者に配慮した協力を行う。特に、発災時はジェンダー格差が顕在化することから、防災協力の段階から、</p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>ジェンダー格差を抑えるべく様々な機会への女性の平等なアクセスを確保する。また女性は災害時のコミュニティ活動の重要な担い手であることを踏まえ、防災対策の検討に当たっては、女性の視点が適切に反映されるよう取り組み、発災時のコミュニティの回復力を強化し、災害に対する社会の脆弱性を減少させるよう支援する。</p> <p><u>《指標1》防災セクターにおけるジェンダー関連支援額。</u></p> <p><u>《代替指標》防災セクターにおけるジェンダーに配慮した事業の件数</u></p> | | |
| | <p>II. 2. 2. 2012年3月の第56回国連婦人の地位委員会において日本が提出した、初めて自然災害とジェンダーに焦点を当てた決議案である「自然災害とジェンダー」決議の実施を確実にするため、また、防災に関する取組にジェンダーの視点が取り入れられるとの重要性を継続的に喚起するために、第58回国連婦人の地位委員会においてフォローアップを目的とする決議案を提出する。</p> <p>《指標》決議の実施状況について事務総長に対し報告書の作成を求める。</p> | | |
| | <p>II. 2. 3. 国内において、日本政府は、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策の充実・強化について議論を重ね、二度の災害対策基本法の改正等を行ってきた。これらの成果を踏まえ、今後の発生が想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対策を含めた将来の大規模な災害に備え、</p> | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 国・地方を通じた総合的な防災行政を推進する。第3次男女共同参画基本計画にのっとり、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。このため、平成27年までに、女性委員のいない都道府県防災会議の数をゼロにする。また、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月内閣府男女共同参画局）の周知を図ることにより、地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災体制の整備を促進する。 | | |
|--|--|--|--|

III. 保護・救済

ジェンダーに基づく暴力、女性の人権侵害を防止する措置（上記Ⅱ.）をとりつつも、不幸にもこれらが発生した場合には、速やかに被害者の保護・救済措置をとることができるべき体制を整える。その際、女性・女児の特別なニーズに対応し、暴力の助長を防ぐとともに被害者が司法による適切な救済を受けることができるよう不処罰を終焉する必要がある。

| 目 標 | 施 策 | 期 限 | 担当府省庁 |
|---|--|-----|-------|
| III. 1. ジェンダーに基づく暴力など人権侵害を受けた女性・女児の保護及び女性・女児の特別なニーズへの対応を強化する。 | <p>III. 1. 1. 紛争や災害後の緊急人道支援の実施においては、女性・女児等の特別なニーズに配慮し、支援への男女の平等なアクセスを確保するよう最大限努力するとともに、性やジェンダーに起因する暴力を含む人権侵害を受けた女性・女児の保護を重視する。また、女性・女児が再度被害者にならないよう、性やジェンダーに基づく暴力の防止のための啓発活動や被害者の救済体制の整備を促進するとともに、紛争後の移行期にある国・地域において、特に難民や国内避難民の女性・女児の特別な状況やニーズに留意し、女性に対する暴力への対応支援（性的暴力被害者のための医学的・心理的・法的フォローアップを含む。）を行う。</p> <p>国内においては、男女の人権を尊重して、災害時における避難生活の安全・安心を確保するため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を周知し、女性や子どもに対する暴力の予防及び被害者の保護を図る。</p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>《指標 1》日本が国際機関等経由で拠出した人道支援プロジェクトのうち、女性・女児の保護及びそのニーズへの対応を強化するためのプロジェクトの数、金額及び割合。</p> | | |
| | <p>III. 1. 2. 国際緊急援助隊派遣に当たって、女性・女児が適切な支援等を受けられるよう、主に医療チームの派遣に際しては、セクシャル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、女性や妊婦用の診察場所の確保などの配慮を行う。また、隊員候補者の研修において、女性への配慮に関する講義を行い、理解促進を図る。</p> <p>《指標 1》国際緊急援助隊員候補者に対し、ジェンダー及びセクシャル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する研修・講義の回数及びその受講人数。</p> <p>《指標 2》国際緊急援助隊派遣に当たって妊産婦ケア等の女性への特別な配慮を行った回数及び割合。</p> | | |
| | <p>III. 1. 3. 女性・女児への脅威となり得る不法な小型武器に対する国際的な規制の強化を目指す。第 2 回国連小型武器行動計画履行検討会議の成果を踏まえ、同計画の履行促進に協力し、引き続き小型武器決議案の国連総会提出を関心国と共に実施していく。移転された武器の使用により、女性・女児の人権が侵害されたり、女性・女児を含む文民を保護する国際人道法に違反したりすることがないように定め、国際ルールの実効性を高める。特に、2013 年 4 月に採択された武器貿易条約の原共同提案国として早期発</p> | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 効を目指して、各国に対して働きかけを行っていく。 | | |
| III. 2. 不処罰の終焉にコミットし女性・女児が国際基準に沿った法及び制度によって適切に保護されることを確保する。 | <p>III. 2. 1. 国連総会や人権理事会における不処罰への対応を含む、女性に対する暴力撤廃決議及び安保理における関連決議への支持、2013年4月のG8「紛争下の性的暴力防止に関する閣僚宣言」策定、2013年9月の国連総会時の関連イベントへの外務大臣の参加等を通じ、性的暴力の不処罰の終焉に政治的にコミットしてきており、今後もコミットしていく。</p> | | |
| | <p>III. 2. 2. 性的暴力を含む最も重大な犯罪の不処罰の撲滅のため、当該犯罪の処罰及び予防を目的として設立された国際刑事裁判所（ICC）の活動を一貫して支持し、知的・人的・財政的貢献を行ってきてている。引き続き、国連事務総長の Say NO-Unite to End Violence against Women キャンペーンや UN Women による COMMIT イニシアティブなど、国際場裡における関連活動に積極的に参加し、支持していくとともに、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（含：専門家チーム（ToE））、UN Women（含：「女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金」）、UN Action against Sexual Violence in Conflict、ICC 被害者信託基金等の関連国際機関の活動を支える人的・財政的貢献についても積極的に検討していく。</p> <p>《指標》関連国際機関、基金等への知的・人的・財政的貢献。</p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>III.3. 女性・女児の保護及び特別なニーズへの対応の人材育成を強化する。</p> | <p>III. 3. 1. 日本政府は、平和構築分野で活躍できる日本人及びその他のアジア人の文民専門家を育成しているほか、アジア・大洋州地域のPKO幹部要員候補の訓練を実施してきており、今後もジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止、<u>被害者保護等</u> <u>DoNoHarm</u>についてカリキュラムに取り入れる等、女性・女児の保護等について専門知識を有する人材を育成していく。</p> <p>《指標》日本政府が提供したジェンダーや女性・女児の保護関連の講義・訓練の受講者数。</p> | | |
| | <p>III. 3. 2. 国連PKO局等が主催する訓練課程等への日本人の参加を通じて、紛争下における女性・女児に関する知識を有する人材の育成を推進する。</p> <p>《指標》紛争下における女性・女児等に関する訓練課程への日本人参加数。</p> | | |
| | <p>III. 3. 3. アジアやアフリカのPKO要員や教官等の能力向上に向け、PKO訓練センターへの資金拠出、講師の派遣等を通じた支援を今後も行う中で、女性・女児の保護や特別なニーズへの対応に関する専門知識を有するアジア・アフリカの人材育成に寄与していく。</p> <p>《指標》ジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止、<u>被害者保護等</u>関連講師のPKO訓練センターへの派遣数、アジアやアフリカのPKOセンターへの</p> | | |

| | | | |
|--|--------|--|--|
| | 資金拠出額。 | | |
|--|--------|--|--|

IV. 人道・復興支援

ジェンダー主流化、女性のエンパワーメントの促進やあらゆる段階での意思決定への女性の参加の確保を始め、紛争を予防・防止するための社会整備に向けた努力を不斷に払いつつも、紛争や災害など社会が混乱する危機的な状況が発生した場合には、暴力がなく人権が尊重される社会を再構築するため、速やかに人道・復興支援を行う。その際には、紛争や社会的混乱が繰り返されないようにするためにも、女性・女児の特別なニーズに対処する。

| 目 標 | 施 策 | 期 限 | 担当府省庁 |
|---|---|-----|-------|
| IV.1. 人道・復興支援を通じて女性の特別なニーズに對処し、女性の雇用創出とエンパワーメントを推進する。 | <p>IV.1.1. あらゆる紛争や災害後の復興プロジェクトの策定、実施においてジェンダーの視点を導入し、案件形成・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じてジェンダー主流化を図り、難民・国内避難民に対する支援や、紛争後の帰還引揚げ・再定住・社会復帰への継ぎ目のない支援を進める。その際、女性・女児の特別なニーズを考慮し、女性の安全確保、女性の能力向上や経済的自立に取り組む。</p> <p>《指標》<u>ジェンダーに配慮した紛争及び災害後の復旧・復興プロジェクトの数。</u> <u>《代替指標》ジェンダーに配慮した、紛争予防・再発防止、紛争及び災害後の復旧・復興事業の件数（I. 1. 1）</u></p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <u>指標 2)</u> | | |
| IV. 2. 母子保健を含むセクシャル／リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する保健)や教育といった女性及び児童のニーズが特に高い分野への支援を強化する。 | <p>IV. 2. 1. 日本は、人間の安全保障に直結する保健課題の解決を目指し、国際保健外交戦略を策定したところ。同戦略では、社会的・経済的・物理的理由により医療へのアクセスが限定されがちな女性・子どもを含む全ての人が、負担可能な費用で基礎的医療サービスを享受することを可能にするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進によるを掲げ、世界の人々の健康に向けた取組を強化する。また、2010年のMDGs国連首脳会合の際に、母子保健に焦点を当て、2011年から5年間で50億ドルの資金コミットメントを含む国際保健政策2011-2015を発表しており、同コミットメントを着実に実施していく。保健分野については、妊娠婦の健康改善、保健医療サービスへのアクセス格差やHIV/AIDSを含む性感染症に対する女性の脆弱性等、ジェンダーに起因する健康面の格差の解消、また、ライフサイクルを通じた女性固有の健康上のニーズへの対応や、リプロダクティブ・ヘルス(生殖に関する健康)への支援を積極的に実施していく。</p> <p>《指標》<u>コミットメント実施状況(分娩時におけるスキルド・ベース・アテ</u></p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p><u>ンダントの数、妊娠婦死亡率、中絶件数、HIV検査数、性感染者数等)。</u> <u>《代替指標》母子保健、リプロダクティブヘルスに関する事業の件数、人材育成実績（研修員の人数）</u></p> | | |
| | <p>IV. 2. 2. 日本は、教育分野において、万人のための教育（EFA: Education for All）及び教育関連 MDGs の達成に寄与し、平和と安全のための教育も重点分野とした、2011 年からの 5 年間で 35 億ドルの資金コミットメントを含む教育協力政策 2011–2015 を発表しており、同コミットメントを着実に実施していく。紛争や災害後の国の平和構築に資する支援として、復興段階における教育環境の整備、職業訓練、識字教育支援、教師能力強化支援等、教育機会への平等なアクセスの確保及び識字率、就学率（特に初等・中等教育）、修了率等におけるジェンダー格差の解消のための支援を実施していく。</p> <p><u>《指標》コミットメント実施状況（平和と安全のための教育支援）。</u></p> | | |

(了)